

ごみ排出ルールの一時的変更のお知らせ

半透明の袋でのごみ排出が認められます

1. 変更内容

期間：令和8年6月8日（月）～ 8月31日（月）

内容：透明ごみ袋が入手困難なため、**半透明の袋**でのごみ排出を一時的に認めます。

2. 使用できる袋

使用可能	使用不可
○透明袋	✕ 黒い袋
○半透明袋	✕ レジ袋
	✕ 中身が見えない袋

3. 重要なお願い

透明ごみ袋を手に入れることができれば、透明袋での排出をお願いします。
半透明袋の使用は、あくまで透明ごみ袋が入手困難な期間の特例措置です。

4. ごみ分別のルールは変わりません

可燃ごみ、不燃ごみなどの分別方法は従来通りです
袋の色が変わっても、中身の分別は正確をお願いします

5. 問い合わせ先

美郷町役場 町民生活課
電話：66-3604